

菅浦出張診療所

■近畿厚生局へ以下の施設基準に適合している旨の届出を行っております。

明細書発行体制等加算について

(個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について)

当診療所では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

地域支援・医療品供給対応体制加算について

- 1) 後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。
- 2) 後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※ 一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当診療所職員までご相談ください。

電子的診療情報連携体制加算3について

- 1) オンライン請求を行っております。
- 2) オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- 3) オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診察に活用できる体制を有しております。
- 4) マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っております。
- 5) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得、及び活用して診療を行う事について。当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイト等に掲示いたします。

長期処方・リフィル処方せんについて

患者様の状態に応じ、28日以上長期処方を行うこと又はリフィル処方せんを交付することが可能です。

その他の届出施設基準

- 二次性骨折予防継続管理料 3
- がん治療連携指導料
- 小児科外来診療料